



議会

だより

ふながた

臨時号



平成27年1月23日発行

舟形町議会基本条例の制定に向けて あなたの地域で議会報告会を開催します

地方分権の進展にともなう地方自治体への権限移譲・拡大により、舟形町議会では「議会活性化特別委員会」を設置し、27年5月1日からの「舟形町議会基本条例」の施行をめざして準備を進めています。

このたび、その素案をまとめましたので、町民の皆さんに説明するとともに、意見をお聴きするための議会報告会を下記のとおり開催します。皆様のご参加をお待ちしています。

議会基本条例とは

議会からの情報を積極的に発信することや、町民との意見交換の場を設けることなどにより、町民に開かれた議会の実現をめざし、また、町民から提案された議案の審議を行うだけでなく、自ら独自の政策立案や政策提言を行うようにするなど、議会の活性化を図るために制定するものです。

議案基本条例素案 議会報告会日程

平成27年2月12日(木) 午後7時 長沢地区 生涯学習センター
舟形地区 舟形町中央公民館

平成27年2月13日(金) 午後7時 富長地区 富田公民館
堀内地区 農村環境改善センター

時間はいずれも90分ほどを予定しています。
お住まいの地区にかかわらず、どの会場にも参加可能です。

舟形町議会基本条例(案)

目次

- 第1章 目的(第1条)
- 第2章 議会・議員の活動原則(第2条・第3条)
- 第3章 町民と議会の関係(第4条・第5条・第6条)
- 第4章 町長と議会の関係(第7条・8条)
- 第5章 議会及び議会事務局の体制整備(第9条・第10条)
- 第6章 議会改革の推進(第11条・第12条)
- 第7章 議員の政治倫理及び議会の最高規範性(第13条・第14条)
- 第8章 検証及び見直し手続き(第15条)

(前文)

舟形町民の直接選挙で選ばれた議員によって構成される舟形町議会は、昭和59年に制定された「舟形町町民憲章」の理念に従い、「町民と行政が一体となって、より開かれた行政の確立をめざす町づくり」をこれからも念頭に進めなければならない。

さらに、議会は町長とともに住民を代表する機関としての二元代表制のもと、地方分権が確実に進みつつあるなかで、地方自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大していることから、常に町民の意向が反映される「開かれた議会運営」が求められる。

議員は、議会議員としての役割と責任を強く自覚し、常に自己研さんに努め、主体的、機動的な議会活動を実践して町民の負託に応える豊かな町づくりのため、絶えず努力を続けるものとする。

よって、議員及び議会活動の基本指針として、ここに本条例を制定する。

解説 前文は、この条例の趣旨や基本的な立場を表しています。二元代表制(町長と議員がともに直接選挙で選ばれた住民を代表するしくみ)を担う重要な機関にふさわしい活動と、議員としての役割を自覚して実践していくことを明記しています。

第1章 目的

(目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、議会運営の基本事項を定めることにより、議会及び町政の情報公開と町民参加を基本とした町民が主役、地域が主体の豊かな町づくりの実現に寄与することを目的とする。

解説 この条例の目的として、開かれた議会づくりと町民参加を基本として、町の発展に寄与(役立っていく)することとしています。

第2章 議会・議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、町民の代表機関であることを常に自覚し、次に掲げる原則に基づいて活動するものとする。

- (1) 公平性、透明性、信頼性を重んじ、町民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 議員、町長、町民等の交流と自由な討論の場であることの認識に立って、その実現のために努力する。
- (3) 町民の議会の傍聴に関し、できる範囲で資料を提供するなど、町民の傍聴の意欲を高めるための努力をする。

解説 町民の代表機関である議会が、豊かなまちづくりに貢献するために、活動原則を定めています。

公平で町民に見える議会を目指し、町民の多様な意見を町政に反映させる議会運営をします。さらに町民の傍聴意欲が高まるようにしていくことを定めています。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、議員間の自由かつ達な討議を推進しなければならない。
- (2) 町政の課題全般について、町民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める努力と研さんによって、町民の代表にふさわしい活動に努めなければならない。
- (3) 議会の構成員として町民の福祉向上を目指して活動しなければならない。

解説 第2条で規定した議会の活動原則を踏まえて、議員としての基本姿勢、活動上の基本原則を定めています。

第3章 町民と議会の関係

(町民参加及び町民との連携)

第4条 議会は、議会の活動に関する情報を積極的に町民に公開し、町民に対する説明責任を果たさなければならない。

- 2 議会が行う会議は、公開を原則とし、町民が傍聴しやすい環境の整備に努めるものとする。
- 3 議会は、参考人制度及び公聴会制度を活用し、町民の専門的又は政策的な識見等を議会に反映させるよう努めるものとする。
- 4 議会は、請願等の審査において、必要により提出者の意見を聴取する機会を設けることができる。

5 議会は、町民、町民団体等との意見交換の場を多様に設けて、議会及び議員の政策能力を高めるとともに、政策提案の拡大を図るものとする。

解説 議会が町民に対して果たすべき事項として、活動情報を積極的に発信し、説明責任を果たしていくことを定めるとともに、町民の意見を政策立案に反映させるように努めることなどを定めています。

(議会報告会)

第5条 議会は、町民参加と連携を高める方策として、町民に対し説明責任を果たす議会報告会を年1回以上開催し、広く町民の意見を聴取して議会活動に反映するものとする。

(議会広報の充実)

第6条 議会は町政に係る重要な情報を、町民にわかりやすい表現で周知するよう努めるものとする。

2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの町民が議会と町政に関心を持つよう、議会広報活動に努めるものとする。

解説 町民が議会及び町政に関心を持っていただくように、議会報告会を年1回以上開催するとともに、出来るだけ分かりやすい表現で議会広報活動に努め、広く町民の意見を議会活動に反映させることを定めています。

第4章 町長と議会の関係

(町長等と議会及び議員の関係)

第7条 議会の本会議における議員と町長及び執行機関の職員(以下「町長等」という。)の質疑応答は広く町政上の論点、争点を明確にするため、一問一答の方式で行う。

2 町長等は、議員又は委員会の質問に対して議長又は委員長の許可を得て反問することができる。

3 議員は、議長を経由して町長等に対して文書で質問を行うことができる。この場合において、町長等は、文書で議員に回答するものとする。

(監視及び評価)

第8条 議会は、町長等の事務執行について監視を行い、諸施策について効果を検証及び評価するものとする。

解説 議会は、二代表制(前文で解説)のもとで、町長等との緊張関係を保ちながら、議事機関の役割を果たすことを定めるとともに、質疑をとうして町執行機関等の監視、諸施策の効果を検証、評価することを定めています。

第5章 議会及び議会事務局の体制整備

(議員研修等の充実強化)

第9条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図り、この条例の理念を議員に浸透させるよう努めるものとする。

2 議会は、議員の資質の向上を図るために、学習会等を開催するよう努めるものとする。

解説 議員の政策立案能力等の向上を目的とした議員研修会を開催するなど、議員研修の充実を図ることを定めています。

(議会事務局の体制整備)

第10条 議会は、議会及び議員の政策形成・立案機能を高めるため、議会事務局の調査・法務機能を積極的に強化するものとする。

解説 議会事務局は、議会に関する事務を執行するとともに、議会がその機能を発揮し、効果的・効率的な議会運営を行えるよう議会活動を補佐する役割を担っています。町政の課題を解決するため、その役割も増大していることから、議会は、事務局体制の充実強化を図るよう努めることを定めています。

第6章 議会改革の推進

(議会改革の推進)

第11条 議会は、地方議会のあり方を常に議論し、議会改革を押し進めるよう努めるものとする。

解説 町民の意見や社会情勢の変化等を踏まえつつ、町政の発展と町民の負託にこたえられる議会であるために、絶えずそのあり方を検証し、改革する議会であり続けるよう定めています。

(議員の定数及び報酬)

第12条 議員の定数及び報酬は、別に条例で定める。

2 議員の定数及び報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、議員活動の評価等に関して、町民の意見を聴取し検討するものとする。

3 議員定数及び報酬については、当該任期の期間中に1回以上は検討するものとする。

解説 議会改革の一環として、議員の定数及び報酬については、任期中に1回以上は検討することと定めています。そして改正する場合は、町政の現状と課題、将来展望を考慮するとともに、町民の意見を聴き、尊重することを定めています。

第7章 議員の政治倫理及び議会の最高規範性

(議員の政治倫理)

第13条 議員は、町民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって、町民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

2 議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則を遵守して議会の運営し、もって町民を代表する合議制の機関として、町民に対する責任を果たさなければならない。

(議会の最高規範性)

第14条 この条例は、議会運営における最高規範であって、議会は、この条例に違反する議会の条例、規則、規程等を制定又は改正してはならない。

2 議会は、議会に関する日本国憲法、法律及びその他の法令等の条項を解釈し、運用する場合においても、この条例に照らして判断しなければならない。

解説 議員は町民の代表者として、高い倫理義務があることを自覚して行動すべきものであること。また、この条例は舟形町議会における最高規範（守るべき最高の基準、きまり）であり、議会に関する条例等は本条例に反することができないことや、議会に関する法令等の条項解釈において、本条例との整合性を図らなければならないことを定めています。

第8章 検証及び見直し手続き

(検証及び見直し手続き)

第15条 議会は、議会運営がこの条例に即して行われているか絶えず検証し、町民の意見、社会情勢等を勘案して、必要と認めるときは全議員で見直しを検討するものとする。

2 議会は、この条例を改正する場合には、全議員が賛同する改正案であっても、本会議において改正理由及び背景を詳細に説明しなければならない。

附則

この条例は、平成27年5月1日から施行する。

編集後記

この臨時号の発行は、議会からの情報を少しでも早く皆様のお手元に届けることが、開かれた議会の第一歩だと考えています。

- ・発行 舟形町議会
- ・編集 議会活性化特別委員会